「京都市国民健康保険及び後期高齢者医療制度収納事務労働者派遣業務」に係る公募型プロポーザル実施要領

１　適用

この要領は、本市における国民健康保険及び後期高齢者医療制度収納事務の一部を派遣元事業者が雇用する労働者により実施するため、労働者派遣業務を行う民間事業者を公募型プロポーザル方式により選定するに当たり、その実施要領を定めるものです。

２　業務の概要及び基本事項

⑴　名称

京都市国民健康保険及び後期高齢者医療制度収納事務労働者派遣業務（以下「本業務」という。）

⑵　内容

別紙１「京都市国民健康保険及び後期高齢者医療制度収納事務労働者派遣業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

⑶　契約期間

令和８年４月１日から令和１１年３月３１日まで（３年間）

⑷　契約金額の上限

１年度当たり　１０８，３１０，１２５円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

なお、契約金額については、市会の議決により変動する場合があります。

３　参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者とします。

⑴　プロポーザルに参加する資格を有する者は、京都市契約事務規則第４条第２項に規定する一般競争入札有資格者名簿又は同規則第２２条第２項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登載されている者、若しくは京都市競争入札等取扱要綱第２条第１項各号に掲げる資格を有する者。

⑵　公募開始日から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第２９条の規定に基づく競争入札参加停止の措置を受けていないこと。

⑶　京都市暴力団排除条例第２条第４号に規定する暴力団員等又は同条第５号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

⑷　近畿２府４県（兵庫県、大阪府、京都府、滋賀県、奈良県、和歌山県）内に事務所又は支店、営業所等を有し、受託業務履行場所まで２時間以内であること。

⑸　個人情報の取扱いについて適切な保護措置を講じており、プライバシーマーク又はＩＳＯ２７００１を取得し、現在も継続して保有していること。

⑹　過去５年（令和３年度から令和７年度まで）の間に国又は地方公共団体から本業務に類する事業を１年以上、適切に実施した実績を有すること。

⑺　会社更生法第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法第 21 条

の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。

⑻　会社法第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

４　参加手続

プロポーザルの参加を希望する者は、次のとおり、参加表明書等を郵送（書留郵便に限る。）又は直接持参することにより提出してください。

⑴　参加表明書等の提出

ア　提出書類

㋐　参加表明書（様式１）

㋑　プライバシーマーク又はＩＳＯ２７００１を取得していることが分かる書類（許諾証の写し等）

㋒　過去５年間の本業務に類する業務の運営実績申告書（様式２）

※　実績が２件以上ある場合は、適宜、様式２を追加してください。

㋓　会社概要が分かる書類（パンフレット等）

㋔　以下の証明書（写しでも可）

ａ　登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は登記簿謄本）（法人の場合）又は印鑑登録証明書（個人の場合）

ｂ　所得税又は法人税及び消費税の納税証明書（法人の場合は「納税証明書その３の３、個人の場合は「納税証明書その３の２」）

ｃ　京都市の市民税及び固定資産税（京都市内に事業所等が所在する場合又は、固定資産を所有する場合に限る。）の納税証明書

なお、課税されていない個人の場合は所得証明書（令和６年度）

ｄ　水道料金・下水道使用料納付証明書（京都市内に事業所等が所在し、使用者名義が本件申請者となっている場合に限る。）

ｅ　京都市競争入札等取扱要綱第２条第１項６号に関する誓約書（様式３）

イ　提出部数

上記アの提出書類　各３部（(オ)については各１部）

ウ　提出場所

「１０　問合せ先及び提出先」参照

エ　提出期限

令和７年１１月２８日（金）午後５時まで（ただし、持参の場合は正午から午後１時までを除く。）

なお、郵送の場合は、上記提出期限必着とします。

⑵　参加表明書等の無効

参加表明書等が次に掲げる場合に該当するときは、参加の対象外とし、電子メール及び書面により、その旨を通知します。

ア　「３　参加資格」に掲げる資格のない者が提出した場合

イ　提出期限、提出先及び提出方法に適合しない場合

ウ　記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

エ　虚偽の内容が記載されている場合

５　質問の受付及び回答

⑴　質問者の資格

質問の提出は、参加者に限ります。

⑵　質問方法

プロポーザルに関して質問がある場合は、「１０　問合せ先及び提出先」に記載するメールアドレスに、「プロポーザルの質問」と件名を記入したうえで、電子メールで提出してください。電話での質問は一切受け付けません。

⑴　　質問の提出期間

令和７年１２月１日（月）午前９時から１２月５日（金）午後５時まで

⑵　　質問の回答

参加者全員に、すべての質問事項及び回答内容を取りまとめたうえで、令和７年１２月１０日（水）までに電子メールで送信します。

６　企画提案書等の提出

企画提案書、見積書は、別紙３「「京都市国民健康保険及び後期高齢者医療制度収納事務労働者派遣業務」に係るプロポーザル企画提案書等作成要領」に基づき作成し、郵送（書留郵便に限る。）又は直接持参することにより提出してください。

なお、企画提案書等の提出は参加者に限ります。

⑴　提出場所

「10　問合せ先及び提出先」参照

⑵　提出部数

代表者印を押印したもの　　１部

代表者印を押印しないもの　　１２部

⑶　　提出期限

令和７年１２月１２日（金）午後５時まで（ただし、持参の場合は正午から午後１時までを除く。）

なお、郵送の場合は、上記提出期限必着とします。

⑷　企画提案書等の無効

企画提案書、見積書が次に掲げる場合に該当するときは、選定の対象外とし、電子メール及び書面により、その旨を通知します。

ア　「３　参加資格」に掲げる資格のない者が提出した場合

イ　提出期限、提出先及び提出方法に適合しない場合

ウ　提案内容が記載されていない又は提案内容に違法な点がある場合

エ　虚偽の内容が記載されている場合

オ　企画提案書等に見積金額が記載されていない場合又は記載された見積金額が契約金額の上限価格を超えている場合

7　選定方法

⑴　選定方法

選定は「京都市国民健康保険及び後期高齢者医療制度収納事務労働者派遣業務受託候補者選定委員会」において行います。

選定の対象は、企画提案書等の提出者（無効となったものを除く。以下、「提案者」という。）とし、選定に当たっては、企画提案書等の提出書類及びヒアリングの内容について、別表「「京都市国民健康保険及び後期高齢者医療制度収納事務労働者派遣業務」提案に係る選定基準」に基づき、提案者の業務実施能力を審査し最も優れた提案があった者を受託候補者に選定します。また、得点が２番目の者を次点者として選定します。

提案者が１者のみの場合もプロポーザルは成立します。ただし、得点が満点の６割に満たない場合には、受託候補者として選定しません。

⑵　ヒアリングの実施

ア　日時

令和７年１２月下旬

（日時等詳細についてはヒアリング対象となる提案者に別途通知します。）

イ　場所

京都市役所　会議室

（場所等詳細についてはヒアリング対象となる提案者に別途通知します。）

ウ　方法

提案者による提案説明３０分以内、質疑応答１０分程度とし、説明に用いる資料は、事前に提出された企画提案書等のみとします。

応募多数の場合は、ヒアリングを行う対象者を書類選考させていただく場合があり、その結果、ヒアリングの対象とならなかった提案者に対しては、書面により通知します。

⑶　評価項目

別表「「京都市国民健康保険及び後期高齢者医療制度収納事務労働者派遣業務」提案に係る選定基準」参照

⑷　選定結果の通知

選定結果については、選定後、提案者全員に電子メール及び書面により通知するとともに、本市ホームページに公開します。

８　労働者派遣契約

選定された受託候補者の提案内容を踏まえ、受託候補者と協議のうえ、契約を締結します。

なお、選定された受託候補者が契約の締結までに参加資格要件を満たさなくなった場合及びその他の理由により受託候補者との契約が締結できない場合は、次点者を受託候補者とします。

９　問合せ先及び提出先

郵便番号　：　〒６０４－８５７１
住　　所　：　京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町４８８番地
　　京都市役所北庁舎３階
所 属 名　：　京都市保健福祉局福祉のまちづくり推進室　徴収対策担当
電　　話　：　０７５－２２２－３３８３
Ｆ Ａ Ｘ　：　０７５－２１３－５８５７
メ ー ル　：　hokennenkin@city.kyoto.lg.jp

１０　留意事項

⑴　すべての提出書類の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とします。
⑵　公募手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本円に限ります。
⑶　提出期限以降における企画提案書の差換え及び再提出は、一切受け付けません。
⑷　提出書類の返却は行いません。
⑸　提出書類に虚偽又は不正があった場合は失格とします。
⑹　提出書類は、公文書公開請求があった場合、公開することがあります。
⑺　選定された受託候補者は、業務の開始時までに、業務の実施方法の詳細について本市と協議のうえ、必要な準備を完了することとします。
⑻　本市は、契約期間における業務に係る予算の金額について減額又は成立しなかった場合には、この契約を解除できるものとします。
⑼　⑻により本市が契約を解除した場合において、受託者は、本市が翌年度以降に支払を予定していた契約料を請求できないものとします。
⑽　受託者は、⑻により本市が契約を解除したために生じた損害の賠償について、本市に請求できないものとします。

１１　スケジュール

日　時	内　容
令和７年１１月２８日（金）午後５時	参加表明書等受付締切
令和７年１２月５日（金）	質問受付締切（１２月１０日までに回答）

令和７年１２月１２日（金）午後５時	企画提案書等受付締切
令和７年１２月下旬	ヒアリング
令和７年１２月下旬	選定結果通知
令和８年４月１日（水）	業務開始